

令和7年2月12日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立山田小学校

校長名 小林 文秋 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、教育基本法及びその他の関連法規に基づき、東京都や八王子市教育委員会の教育目標と地域・家庭の人々の願いを踏まえ、心豊かにたくましく生きる子どもを育てる学校づくりをすすめる、知性・感性・倫理観・体力・コミュニケーション能力などの豊かな人間性を備えた児童の育成を図る。以下にめざす子ども像を設定する。

- ◎ すすんで学び合う子ども ～自主的・意欲的に学び合い、自ら判断して、実践できる子ども～
- 思いやりのある子ども ～自分を大切にし、みんなを大切にできる子ども～
- たくましく生きる子ども ～強い意志と丈夫な体を持ち、すすんで行動できる子ども～

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア すすんで学び合う子ども（自主的・意欲的に学び合い、自ら判断して、実践できる子ども）を育てる。

- ① 思考力、判断力、表現力等を伸ばすために、知識及び技能を活用する学習を重視し、各教科等において言語活動を充実させ、主体的・対話的で深い学びのための授業改善を図る。
- ② ICT機器の活用を通して、児童の学習意欲を高め、個に応じて補充的・発展的な内容を取り上げる学習を充実させる。

イ 思いやりのある子ども（自分を大切にし、みんなを大切にできる子ども）を育てる。

- ① 「自分もみんなも大切に作る」児童の育成をめざし、道徳教育、人権教育等あらゆる機会を通して自主性、自己指導能力等を育成する。

ウ たくましく生きる子ども（強い意志と丈夫な体を持ち、すすんで行動できる子ども）を育てる。

- ① 日常的に運動に親しみ、運動を楽しむことのできる活動を通して、体力・運動能力の向上を図る。

エ 不登校児童への支援

- ① 不登校、及び不登校傾向の児童の居場所づくり、学習支援体制、オンラインによる授業配信など、一人ひとりの状況に応じた支援や環境整備の充実を図る。

オ いじめ防止等の取組

- ① 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、学校の教育活動全体の中で人権感覚についての理解を深め、自他を大切にし、生命の尊さや公平公正な態度等の育成を図ることで、いじめ総合対策を効果的に実行する。

カ 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育の充実を図り、個に応じた指導を推進することを通して、好ましい人間関係の育成やコミュニケーションの基礎的能力を伸ばす。社会性や互いを認め、地域において共に生きようとする心情を育む。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【第七中学校グループ（第五小、第七小、山田小）】

- ① 第七中学校グループとしての共通目標（義務教育終了段階において育成すべき生徒像）を「知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の調和のとれた児童・生徒」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる生徒」である。そのために、第五小、第七小、山田小と児童・生徒の小中合同・一体化を一層具現化する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 全国学力・学習状況調査や八王子市学力定着度調査などの調査の結果や児童・保護者アンケートの結果を踏まえ、繰り返し指導や習熟度別指導等、指導方法や指導体制を工夫改善する。
- ② 東京都統一体力テスト等を活用して児童の実態を把握し、体育科の授業の中で、児童の思考を深められるよう授業改善に取り組む。
- ③ 運動の日常化の中で投力や持久力等を中心にした体力・運動能力を向上させるとともに、体育科・家庭科・特別活動等の指導を通して食と健康に関する知識を身に付けさせ、健康的な生活習慣を育成する。
- ④ 全教科・各領域にわたり、学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動や、自分の考えを表現する活動を意図的・計画的に取り入れ、学習内容の確実な定着を図る。また、指導のねらいや内容に即した学習活動を展開し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。
- ⑤ 1人1台の学習用端末等の授業支援ツールを活かして、学習意欲及び学力の向上を図るため、指導の効果を高める。また、ICT機器を活用した「個別最適な学び」、「協働的な学び」を推進し、学力向上を図る。
- ⑥ 算数科や理科などを中心に物事を順序立てて考える力が繰り返し育成されるような学習機会を設け、発達段階に応じたプログラミング教育の充実を図る。
- ⑦ 外国語活動では、小中一貫教育指導資料に基づき作成した年間指導計画を踏まえて、外国語指導助手（ALT）と連携し、児童の関心・意欲を引き出しながら、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図る能力を伸ばす。
- ⑧ 令和8年度教科担任制完全実施に向けて、高学年において一部教科担任制を実施し、より質の高い教科指導と中学校への円滑な接続を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「自ら課題を設定し、必要な情報を収集・整理・分析して、表現する」という探究的な学習過程を展開し、課題の追究に意欲的に取り組むことができる力を身に付けるようにする。
- ② 福祉、国際理解、伝統・文化、キャリア教育、食育、郷土学習等に関わる地域の外部講師の招へいや地域訪問を行い、さまざまな人と関わる機会を通して、多様な生き方や考え方があることに気づき、互いに尊重し合いよりよい生き方を追究しようとする態度を養う。
- ③ 地域の協力を得て郷土学習を行い、地域への理解と愛着をより深める。

ウ 特別活動

- ① 全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画のもと、各教科等との関連を図りながら、望ましい集団活動を工夫し、集団の一員としてよりよい学校生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- ② 児童会活動や学校行事では、異学年交流としてペア学年との活動（スマイルタイム）を取り入れ、創造的で自主的な活動を充実させることにより、連帯感、自己有用感を高める。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳教育全体計画及び別葉を活用し、道徳授業地区公開講座教育活動全体を通じた指導の充実を図る。
- ② 「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」の基盤となる道徳性を育み、いじめ問題への対応や発達段階に応じた道徳的価値の自覚を深めるために「考え、議論する道徳」の指導の充実を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ③ 重点内容項目である「親切、思いやり」「遵法精神、公德心」の価値の理解や判断力を高め、責任ある言動の重要性について指導する。

(3) キャリア教育

- ① 第七中学校グループキャリア教育年間指導計画に基づき、はちおうじっ子キャリア・パスポートを児童理解の引き継ぎ指導資料としても活用し、切れ目ない児童生徒理解を可能にし、指導の一層の充実を図る。また、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を毎学期活用、自身で立てた目標について自分がどう取り組んだのかを振り返らせ、次の行動目標へつなげさせる。
- ② 学校運営協議会の協力のもと、保護者や地域住民等の講師を招へいし、さまざまな職業観にふれたりする活動を通して勤労観や社会性を養う。

(4) 特別支援教育

- ① 家庭や地域及びうぐいす学級担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携を図り、一人ひとりの教育的ニーズに即したインクルーシブな教育を行う。また、校内研修や児童への講話などを通し、特別支援教育への理解を促進する。
- ② 月一回の校内委員会だけでなく、必要があれば臨時的に行い、特別支援コーディネーターを中心に個別指導計画や学校生活支援シートの有効活用を推進する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 自ら生活を向上させようとする態度、危険を予測し自分の身を守る力を育成するために、生活目標や月毎・学期毎の目標・「山田小のきまり」の意義の理解や見直しを児童の意見を反映し、主体的に取り組ませる。
- ② 家庭・地域社会との連携を密にして、防災ノートの活用やセーフティ教室や薬物乱用防止教室、交通安全情報モラル教育など、年間指導計画に基づいた安全・防災教育を推進する。
- ③ 児童を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないために、発達段階に応じて、「生命（いのち）の安全教育」を各学年各教科等に位置付け、実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめ防止対策推進法及び本校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対応のための時間を毎週1回確保する。また、学校いじめ対策委員会を確実に機能させ、初動から3か月後の解消まで、各アンケートの結果を活用するとともに、相談できる環境づくりを整える。全教職員でいじめに関する研修及び授業を各年3回実施し、児童に安心・安全な学校生活を保障するため、組織的対応を徹底する。Q-Uアンケート、「G I G Aワークブックとうきょう」を活用し、解決策に取り組む。
- ② 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の校長講話、ふれあい月間の取組、命の授業（第4学年）を通してさまざまな問題行動の未然防止やその対応の充実を図る。かけがえのない命を守るために、DVD教材（自殺予防推進委員会）を活用した授業を第6学年で行い、「S O S の出し方教育」を各学年1単位時間以上実施し、実態把握する。適宜、「子ども見守りシート」を活用し、保護者との連携を強化する。
- ③ ネットトラブルの未然防止や適正なインターネット利用の推進のため、メディアリテラシー教育（第6学年）を実施する。「オンライン学習の心得」「タブレットを使う時の約束」「SNS山田小ルール」等を見直し、学校便り等で家庭・地域等に発信し、協力も得て指導する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを中心に、不登校傾向及び不登校児童に対し、個票システムやQ-Uアンケートの活用、オンラインによる面談や学習サポート、月1回の校内委員会の設定と放課後の楽しい学校の時間を設定する等の組織的対応を行い、安定した登校につながるよう支援する。
- ② 市の巡回相談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係諸機関近隣の保幼小中との連携により未然防止・早期把握・早期対応を図り安心して学べる場を学校内に確保する。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組（第七中学校グループ）

- （取組1）体育祭での第6学年の参加、小・中合同あいさつ運動、合唱コンクールでの小学校6年生招待などを実施する。
- （取組2）学力定着プロジェクトチームで、市の学力定着度調査やはちおうじっ子ミニマムを分析し、課題を明確にし、その課題解決に向けてドリル型学習コンテンツを活用するなど、基礎学力の定着に向けた取組を企画立案・実施する。
- （取組3）小中一貫教育の日における小学校の授業参観と分科会、中学校入学にあたっての各担当者による小学校への入学前の情報共有などにより、グループ内の生活指導等の諸情報を共有する。
- （取組4）地域と合同で行う活動としては、年3回地域クリーン活動や花いっぱい運動、地域の行事への小中学生の積極的参加を促す。また、小中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して行う。

イ 学力向上の取組

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」の活用を通して、社会生活で営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容の確実な定着のために、週2回、始業前の10分間「朝読書」に取り組む。また、東京ベーシック・ドリルや八王子ベーシック・ドリル、1人1台の学習用端末でドリル型学習コンテンツ等を活用して、児童に継続することの大切さを理解させ、家庭学習の充実を図る。また、補習（パワーアップタイム）を年12回実施する。

ウ その他

- ① 「山田小2020レガシー」では「スポーツ志向」及び「障害者理解」「ボランティアマインド」を重点として、生涯スポーツに親しみ、共生社会の実現に貢献する態度を養う
- ② 学校運営協議会、消防署、日本赤十字社等と連携した、保護者・地域住民も参加できる防災体験教室を実施する。また、年3回地域クリーン活動や地域防災教室、ロードレース大会への積極的参加を促すとともに、児童の活動を推進する。
- ③ 第七中学校グループとして、情報活用能力系統表（ICT活用技術編）を活用して、発達段階、目的に応じて必要なソフトを使える能力を養う。
- ④ 保幼小連携を3回以上実施して教員等の連携を深める。また、スタートカリキュラムを実施するとともに、生活科において児童と園児の交流を積極的に図り、発達を見通して豊かな人間性と社会性を育む。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	16	3	20	22	19	18	17	18	16	206
2	17	20	21	16	3	20	22	19	18	17	18	16	207
3	17	20	21	16	3	20	22	19	18	17	18	16	207
4	17	20	21	16	3	20	22	19	18	17	18	16	207
5	17	20	21	16	3	20	22	19	18	17	18	17	208
6	17	20	21	16	6	20	22	19	18	17	18	16	210
備 考	・夏季休業日 7月24日(木)から8月26日(火)まで ・冬季休業日 12月26日(金)から1月6日(火)まで ・都民の日 10月1日(水)は、授業日とする。 ・第1学年は1学期の始業式に参加しないため、授業日数を1日減。 ・第1、2、3、4学年は卒業式に参加しないため、授業日数を1日減。 ・第6学年は修了式に参加しないため、授業日数を1日減。 ・第6学年は8月21日(木)から8月23日(土)まで移動教室を実施するため、授業日数を3日増。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
	特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
	外国語活動			35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備考

ア その他の授業時数

学年		1	2	3	4	5	6
区分							
児童会活動	児童会集会活動	1	1	1	1	1	1
	委員会活動					11	11
クラブ活動					20	20	20
学校行事		42	41	47	46 2/3	66 1/3	87 1/3
学級・学年裁量の時間		17 1/3	8	4	3	3	4

イ 1 単位時間

・ 1 単位時間は、45分とする。

・ クラブ活動の 1 単位時間は60分間で、年間に15回実施する。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

・ 第 1 学年は 2 月 18 日小中一貫教育の日のため、1 時間増加する。

・ 第 2、3、4、5、6 学年は 4 月 18 日離任式のため、2 時間増加する。

・ 第 3 学年は 2 月 13 日クラブ見学のため、1 時間増加する。

・ 第 6 学年は 6 月 11 日こころの劇場のため、1 時間増加する。

・ 第 6 学年は 10 月 18 日運動会前日準備のため、1 時間増加する。

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

・ 夏季休業中に第 3 学年から第 6 学年は各学年10時間、総合的な学習の時間を位置付ける。

・ 学習内容は郷土学習（調査活動）とする。

第 3 学年「蚕について学ぼう」

第 4 学年「山田クリーン大作戦」

第 5 学年「八ヶ岳について知ろう」（八王子市の特色と比較させる）

第 6 学年「日光について知ろう」（八王子市の特色と比較させる）

オ 授業時数に位置付けない教育活動

・ 毎週、火曜日・金曜日の 8 時 30 分から 8 時 40 分までを朝学習の日と設定する。漢字や言語に関する練習や習熟、計算に関する技能の習得や習熟に向けての取組を通して、基礎的・基本的な学力の向上を図る。

・ 毎週、水曜日の 8 時 30 分から 8 時 40 分までを全校一斉朝読書の時間と設定し、担任・図書ボランティアによる読み聞かせを行う。

・ はちおうじっ子ミニマムを確実に定着させることを目標として、水曜日の放課後に 1 回40分、年12回、補習を行う。

カ その他

・ 第 1、2 学年は学級・学年裁量の時間に、年間 5 時間、外国語活動を実施する。

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立山田小学校
校 長 名 小林 文秋 公印

令和 7 年度特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第 16 条により、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づく特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- （1）人権尊重の精神に基づき、一人ひとりの個性を大切にして、豊かな人間性を育てる。
- （2）児童が自らの課題を認識し、その課題に取り組み、生きがいをもって充実した生活を送るための集団適応能力等、必要な社会性を育てる。

2 教育目標達成するための基本方針

- （1）保護者とともに作成した学校生活支援シート・個別指導計画（連携型個別指導計画）を活用し、それに基づいた一貫性のあるきめ細やかな指導・評価を行い、原則 1 年間での退級をめざす。
- （2）児童の特性に応じた指導のあり方を巡回指導教員と検討した上で、児童の認知・学習、行動、社会生活上の課題の改善を目指した指導を進める。
- （3）特別支援教室拠点校及び特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、臨床発達心理士等との連携を図り、特別支援教室の円滑な運営を行う。

3 指導の重点

- （1）豊かな人間関係を築き上げていくため、基礎となるコミュニケーション能力を高めていく。
- （2）情緒の安定を図り、自己統制力を身に付けさせ、適切な社会行動の仕方や態度を身に付けさせる。
- （3）バランス感覚・リズム感覚を中心とした、運動・感覚機能を高め、日常生活や学習活動の基礎となる力の定着を図る。
- （4）学習を進めていく上での必要な能力の向上を図り、意欲的な学習参加に結び付ける。

4 その他の配慮事項

- （1）月 1 回の校内委員会において、特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員を中心に児童の実態や指導内容等について共通に理解を図り、改善策を検討する。
- （2）保護者、学級担任、巡回指導教員による連携を密にするため、連絡・報告・相談の方法を工夫し退級に向けた見通しがもてるよう共通理解を図る。